

介護保険負担限度額認定の適用要件について

申請書をご提出される前に、以下の表「認定の該当・非該当の要件」で交付対象となるかどうか確認し、該当となる方は高齢福祉課へ申請してください。非該当となる方から申請書の提出があった場合、負担限度額認定証は交付できません。

なお、特別養護老人ホーム等の入所やショートステイ(※1)を現在利用されておらず、利用予定がない方については、利用開始前に改めてご申請ください。

申請書提出に合わせて、資産の申告についての預貯金の通帳コピー等の添付と、ご本人および配偶者の同意書の提出が必要となります。資産についての主な例と添付書類は裏面のとおりです。書類が揃わなければ申請書を受理できませんのでご注意ください。

(※1)特別養護老人ホーム（小規模特養含む）、介護老人保健施設、介護医療院への入所、またはショートステイの利用（至誠ホームミナを除く）

○認定の該当・非該当の要件

該当・非該当の要件				該当または 非該当
<u>世帯の構成員及び配偶者(※2)</u> の中に市町村民税を課税されている人がいる				×非該当
世帯の 構成員 及び配 偶者 の中 に市 町村 民税 を課 税さ れて いる 人は いな い	配 偶 者 な し	前年の年金収入等 (※3)が82.65万 円以下の方	本人の預貯金等の資産(※4)が <u>650万円以下</u> である	○該当 (第2段階)
			本人の預貯金等の資産が650万円超である	×非該当
		前年の年金収入等が <u>82.65万円超</u> 120万円以下の方	本人の預貯金等の資産が <u>550万円以下</u> である	○該当 (第3段階①)
			本人の預貯金等の資産が550万円超である	×非該当
	配 偶 者 あ り	前年の年金収入等が 120万円超の方	本人の預貯金等の資産が <u>500万円以下</u> である	○該当 (第3段階②)
			本人の預貯金等の資産が500万円超である	×非該当
		前年の年金収入等が 82.65万円以下の方	夫婦の資産が <u>1,650万円以下</u> である	○該当 (第2段階)
			夫婦の資産が1,650万円超である	×非該当
		前年の年金収入等が <u>82.65万円超</u> 120万円以下の方	夫婦の資産が <u>1,550万円以下</u> である	○該当 (第3段階①)
			夫婦の資産が1,550万円超である	×非該当
		前年の年金収入等が 120万円超の方	夫婦の資産が <u>1,500万円以下</u> である	○該当 (第3段階②)
			夫婦の資産が1,500万円超である	×非該当

* 生活保護を受給されている方は預貯金等の要件はありません。

世帯全員及び配偶者が市町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方・第2号被保険者の方は、本人の預貯金等の資産が1,000万円以下（夫婦の資産が2,000万円以下）であれば該当です。

(※2)配偶者…世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。

(※3)年金収入等…前年のその他の合計所得金額＋年金収入額（遺族年金や障害年金等の非課税年金を含む）です。

(※4)預貯金等の資産…現金、株式・国債等の有価証券、投資信託、金・銀など購入先の口座残高により時価評価額が容易に把握できる貴金属等が含まれます。また、住宅ローン等の負債も勘案します。資産の申告に係る添付書類は以下の表を参照してください。配偶者がいる場合は、配偶者の資産についても添付書類が必要です。

○認定審査の対象となる資産の例と添付書類

預貯金等の資産（例）	申請に必要な書類（例）
預貯金（普通・定期）	すべての口座の通帳などの金融機関名、口座番号、名義のわかるページ及び最終記帳ページ等、残高の確認ができる書類（申請日から2か月以内に記帳したもの）の写し
有価証券（株式等）	証券会社や銀行の口座残高の写し等
金・銀等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し等
投資信託	銀行、信託会社、証券会社等の口座残高の写し等
現金（タンス預金）	自己申告
負債（住宅ローン等）	残高証明書、借用証書等の写し等

＊ 生命保険、自動車、腕時計、宝石等の時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などは預貯金等の資産には含まれません。

＊ 負債は預貯金等から差し引いて計算します。

令和8年8月から、一部、居住費（滞在費）と食費の負担限度額が変わります。

○利用者負担段階と負担限度額

利用者 負担段階	負担限度額（日額）		
	居住費（滞在費）		食費
第 1 段階	多床室	0 円	300 円
	従来型個室(特養等)	380 円	
	従来型個室(老健・医療院等)	550 円	
	ユニット型個室的多床室	550 円	
	ユニット型個室	880 円	
第 2 段階	多床室	430 円	390 円 (600 円)
	従来型個室(特養等)	480 円	
	従来型個室(老健・医療院等)	550 円	
	ユニット型個室的多床室	550 円	
	ユニット型個室	880 円	
第3段階①	多床室	430 円	680 円 (1,030 円)
	従来型個室(特養等)	880 円	
	従来型個室(老健・医療院等)	1,370 円	
	ユニット型個室的多床室	1,370 円	
	ユニット型個室	1,370 円	
第3段階②	多床室(特養等と老健・医療院で室料徴収する場合)	530 円	1,420 円 (1,360 円)
	多床室(老健・医療院等で室料徴収しない場合)	430 円	
	従来型個室(特養等)	980 円	
	従来型個室(老健・医療院等)	1,470 円	
	ユニット型個室的多床室	1,470 円	
	ユニット型個室	1,470 円	
第4段階	負担限度額なし		

＊ 食費の（ ）はショートステイを利用した場合の負担限度額です。

【お問い合わせ】 国分寺市 福祉部 高齢福祉課 介護給付係
国分寺市泉町二丁目2番18号 電話 042-325-0111(代) 内線 2407